

令和8年度第1回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会 会議録

日時：令和8年8月3日（月）10時～11時30分

場所：市役所2階会議室1

【次第】

1 開会

2 議事

議事1 伊予市男女共同参画の意識に関する市民アンケート調査結果報告について

議事2 第3次伊予市男女共同参画基本計画計画案について

議事3 今後のスケジュールについて

3 その他

4 閉会

【出席者】

審議会委員：亀岡マリ子、川中敏明、橘慶子、西崎三和子、森實麻里、小笠原聡子、河内勇人
以上7人

事務局：総務課（課長 渡邊有香里、課長補佐 赤尾章司、会計年度任用職員 堀川久美）

【会議内容】

事務局：定刻がまいりましたので、ただ今より令和8年度第1回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会を開催いたします。開会に先立ち、総務課長より御挨拶申し上げます。

～ 総務課長あいさつ ～

事務局：資料の確認を担当より御説明いたします。

～ 資料確認 ～

事務局：それでは早速ですが、今回の審議会の議事に進みたいと思います。なお、今回の

審議会の傍聴希望はございませんでしたので御報告いたします。会長、進行をよろしく願いいたします。

議長：本日もよろしくお願いします。それでは早速議事に移ります。議事1「伊予市男女共同参画の意識に関する市民アンケート調査結果報告について」、事務局から説明願います。

事務局：事務局より「伊予市男女共同参画の意識に関する市民アンケート」の結果につきまして、御報告させていただきます。お手元の報告書の1ページを御覧ください。

今回のアンケートは、第3次伊予市男女共同参画基本計画の策定に向け、市民の皆様の率直な意識をお伺いすることを目的として実施いたしました。令和7年9月、無作為に抽出した2,000名の市民の皆様へ郵送にて調査を行い、640名の方から御意見をいただいております。

2ページを御覧ください。問1は回答者の属性に関する質問です。今回のアンケートにどのような市民の皆様が答えてくださったのか、少し詳しく御説明します。資料の2ページから4ページを見ながらお聞きください。

今回640名の方々に御回答いただきましたが、大きく分けて3つの特徴が見えてまいりました。まず年齢構成ですが、2ページの「図-2 回答者の年齢構成」の円グラフを御覧ください。回答者は、現役世代からシニア世代までと、幅広く御意見をいただきました。特に50代、60代を中心に、40代以上の皆様が全体の78.1%を占めています。地域の暮らしや働き方を長く支えてこられた、伊予市の実情をよく御存知の皆様から、貴重なお声をいただくことができました。

2つ目は、女性の声が多く届いたことです。同じく2ページの、「図-1 回答者の性別」の円グラフですが、女性が56.7%、男性が41.6%となっております。日頃から暮らしの中での性別による役割をより身近に感じていらっしゃる女性の皆様からの声が多く寄せられた点は、今回の調査結果を読み解く上で重要なポイントであると考えております。

3つ目は、生活基盤がしっかりした市民の皆様の御意見であることです。3ページの、「図-4 伊予市での在住期間」では、伊予市に30年以上お住まいの方が半数を超えており、伊予市に愛着を持ち長く暮らされている方々が、このアンケートの主役であると言えます。

さらに4ページの「図-5 職業の別」では、専業主婦（主夫）の方、あるいは定年退職された方など、家庭や地域を支える立場にいらっしゃる方からの御意見が反映されております。

5ページを御覧ください。問2の「男女共同参画の意識」について御説明します。ここでは、市民の皆様が日常生活の様々な場面において、どれくらい男女の地位が

平等になっていると感じているかをお伺いしました。全体を通して申し上げますと、理想と現実のギャップが鮮明に浮かび上がる結果となりました。

まず、5ページの「図-6 社会全体」、8ページの「図-11 職場」、9ページの「図-13 政治」の場での平等性についてです。ここでは、「男性が優遇されている」と感じる方が半数を超えています。特に政治の分野では、実に7割以上の方がそのように感じていらっしゃいます。社会の仕組みとして、まだまだ男性が中心となっているという実感が、市民の皆様の中には根強くあるようです。

7ページの「図-9 家庭生活」のグラフを御覧ください。約半数の男性は「平等だ」と考えている一方で、女性の皆様からは「男性が優遇されている」という厳しい声も寄せられています。男女間の認識のズレが現れていると言えます。

一方、8ページの「図-12 学校教育」の場では、約7割の方が「平等である」と回答されています。これまでの教育現場での積み重ねが、確実に実を結んでいることが分かります。

今後、男女共同参画を推進していく上での課題としては、11ページの図-14を御覧ください。ここでは、男性が子育てや介護、家事などに積極的に参加するために必要なものを答えていただきました。結果を見ますと、男女共に、多くの方が「男性自身の抵抗感をなくすこと」が必要だと答えています。何か特別な制度が必要というよりも、まずは男性自身が自分事と捉える意識を持つこと、そして夫婦や家族で対話を重ねることが大切だと、市民の皆様は感じていらっしゃるようです。

今回の調査結果から、性別役割分担の解消や、家庭内での対話が、本市の男女共同参画を前進させる鍵であることが改めて明確になりました。市民の皆様からいただいた率直な御意見をもとに、第3次伊予市男女共同参画基本計画の策定において、より実効性の高い計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、ぜひこの結果を踏まえ、御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

議長：事務局からアンケートの調査結果について報告がございましたが、何か御質問や御意見はございませんか。

委員：4ページの回答者の職業の別について。自営業等、無職、専業主婦（主夫）の雇用されていない職業形態の方からの回答が約84%で、会社等にお勤めの方からの回答が少ないのが残念です。30代、40代の働き盛りの世代の方の考えがアンケートに出ていない中でまとめないといけない辛さがあるのではないのでしょうか。雇用されている方からの回答がもう少し欲しかったです。

今の10代、20代、30代の方は、学校教育などにより考え方がずいぶん変わりました。子育てに関しても夫婦が協力し、男性が子供を抱っこしている姿をよく見かける

ようになりました。4、50年前では見かけない光景でした。世の中がだいぶ変わったと感じます。アンケート結果にもそれが表れています。次期計画でも意識を変える取組を続けていかなければいけないと感じます。

議長：他にございませんか。

委員：アンケートを送った2,000人について。対象者は年代別の人数が均等になるように抽出しているのでしょうか。

事務局：対象者は無作為に2000人の方を抽出しております。

委員：アンケートを送った対象者の年代構成は分からないということですか。

事務局：その通りです。

委員：返してくれるのは高齢の方が多い傾向があります。市で実施する他のアンケートでも回答率はこのくらいです。

議長：回答してくれる人は高齢者や主婦（主夫）の方が多いので、結果として現れる意識は、これまでの結果とあまり変わらないように見えるかもしれませんが、普段の生活の中では、以前とは随分意識が変わってきたのを感じますね。アンケート結果の中で「平等である」という回答が増えてきている感覚があります。

事務局：先ほど御説明しましたが、8ページの図-12「学校教育での平等性」では、多くの方が「平等である」と回答しています。これは学校現場で積み重ねてきた結果が出ていると感じます。

また、現役世代の回答が少ないという御意見がありましたが、現役世代の方は日中仕事に出ているため回答する時間を取りづらいことがあるのではないかと思います。今後も広報紙等を活用した周知、啓発を行い、若い世代の方にも興味を持っていただけるような取組を続けていくことが大事だと感じております。

委員：県や市でも男女共同参画に関する会議が行われていますが男性が少ない。そこが一番の問題だと感じております。

議長：会によっては大半が女性委員で組織されているものもあれば、逆に男性が大半のため女性委員を入れることもありますね。その辺りを見ると、まだ男女均等にはできていないということではないでしょうか。

それでは続いて、議題2、「第3次伊予市男女共同参画基本計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、議事2、「第3次伊予市男女共同参画計画（案）について」御説明いたします。

前回の審議会では、計画策定のスケジュールや基本的な考え方について御説明させていただきました。本日は、国・県の計画を基に作成しました「第3次伊予市男女共同参画基本計画（案）」について、御説明いたします。

説明は、第2次計画からの主な変更点、計画策定の背景と趣旨、国・県の動き、計画の位置づけ、基本理念、計画体系、そして推進体制について、順を追って御説明いたします。

まず始めに、次第にお示ししております「第2次計画からの主な変更点」についてです。

変更点の一つ目は、「基本計画」と「実施計画」を一体化し、計画書をシンプルにしました。第2次計画では、基本計画と実施計画を別々に策定しておりました。そのため、ページ数が増加し計画を目にした方が欲しい情報にたどり着くのに時間が掛かるという課題がございました。

また、基本計画と実施計画を別々の年度に策定していたため、審議時間と手間が2倍になり非常に非効率でした。このことから、愛媛県や他市町の事例を参考にし、基本計画と実施計画を一体化した計画案を作成いたしました。

では、資料1を御覧ください。変更点の一つ目は、「一つの基本目標に二つの重点目標」に再整理し、計画の体系を明確化しました。第2次計画では、一つの基本目標に二つから四つの重点目標が設定され、細かく分類されておりました。そのため、体系図が複雑で見づらいという課題がございました。計画案では、一つの基本目標の下に二つの重点目標に再整理しております。

また実施中の65の施策は、重複を整理し新しい計画体系に振り分けをいたしました。資料2がその一覧となっております。この表をベースに、第2次計画の進捗状況の確認や施策の見直し、指標の改善などについて皆様から御意見を頂戴してまいりたいと考えております。

それでは「第1章 計画策定の背景と趣旨」について御説明します。計画案は3ページから5ページの内容になります。適宜資料を見ながらお聞きください。

まず「計画策定の趣旨」ですが、本市では平成19年度に第1次計画を策定し、その後、平成29年に第2次計画を策定いたしました。第2次計画は、国が平成27年に制定した「女性活躍推進法」に基づく本市の女性活躍推進計画を含めて一体的に整備し、計画的な事業展開を進めてきました。

しかしながら令和7年9月に実施した市民アンケート調査では、学校教育の分野では約7割の方が「平等である」と回答され、教育現場での積み重ねが、確実に実を結んできているものの、社会全体や法律・慣習、職場など、その他多くの分野では「男性が優遇されている」と感じる人が依然として多いことが明らかとなりました。

このように、男女共同参画の意識や環境は進んできておりますが、男女の地位の平等性や意識の格差に関する課題は今なお残されている状況です。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、これまでの取組を検証・継承しつつ、新たな課題や社会情勢を踏まえたより具体的な施策を展開していくため、第3次計画を策定することといたしました。

次に「計画策定の背景」として国・県の動きについて御説明します。国においては、令和8年3月13日に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画は、令和8年度から令和12年度の5年間を計画期間とし、令和17年度末までの長期的な方向性を示すものとして策定されています。

愛媛県においても、令和7年度は第3次愛媛県男女共同参画計画の中間年に当たっております。国における第6次男女共同参画基本計画の策定を受け、現在、愛媛県では中間改訂が行われており、最新の社会情勢や国の動向を踏まえた施策の再整理・強化が進められております。本市の第3次計画は、こうした国・県の最新の動向を踏まえて策定するものです。

次に、3の「計画の位置づけ」について御説明いたします。本計画は第2次伊予市総合計画に基づくとともに、四つの法律に基づいて策定するものです。

まず、男女共同参画社会基本法に基づき、国の基本計画や県計画を踏まえ、市民アンケート調査の御意見を参考にしながら本市の実情に応じた計画として位置づけます。

次に、DV防止法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく本市の基本計画として位置づけ、DV対策と困難な問題を抱える女性への支援に一体的に取り組めます。

最後に、女性活躍推進法に基づく本市の推進計画として位置づけており、職業生活における女性の活躍推進を図ります。

このように、男女共同参画の推進、DV対策、困難な問題を抱える女性への支援、女性活躍推進について、四つの法律に基づき一体的に整備した計画となっています。

次に4の「計画の期間」ですが、第2次計画と同様に令和8年度から令和17年度までの10年間としております。第1章につきましては以上となります。

6ページをお開きください。「第2章 計画の基本的な考え方」の基本理念について御説明いたします。

第3次計画案では、第2次計画の基本理念である「男女が互いに尊重し合い、個性と能力が発揮できるまちづくり」を、引き続き掲げることとしています。基本理念を引き継ぐこととした理由は、この理念が、時代を超えて通用する普遍的な内容であるためです。男女共同参画の根本的な目標は、計画の世代が変わっても変わるものではありません。

また、令和7年度に実施した市民アンケートでは、固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることが明らかになりました。これは、「個性と能力が発揮できる」社会がまだ十分に実現できていないことを示しており、この理念は、引き続き本市が目指すべき方向を的確に表していると考えています。

なお、理念は引き継ぎつつも、それを実現するための目標や施策については、今後委員の皆さま、関係課からの意見を頂戴しながら、国や県の動向、社会情勢の変化を踏まえて、見直しを行ってまいります。

7ページを御覧ください。「2 計画の体系」について御説明いたします。先ほど説明した基本理念の下に、「Ⅰ 男女の人権の尊重と安全・安心の確保」、「Ⅱ 男女共同参画の視点に基づく意識改革と教育・情報環境づくり」、「Ⅲ 意思決定の場・地域活動における男女共同参画の拡大」、「Ⅳ 仕事・家庭・地域活動が両立する環境整備」、「Ⅴ 職業生活における男女共同参画と女性の活躍推進」の五つの基本目標をおき、各基本目標の下に具体的な重点目標を2項目ずつ設定いたしました。

それでは、各重点目標について順に御説明いたします。8ページをお開きください。あわせて資料1も参考にお聞きください。

基本目標Ⅰの重点項目について説明いたします。「Ⅰ-① 男女の間の暴力や嫌がらせの根絶と相談・支援体制の充実」ですが、これは第2次計画の「1-1男女間の暴力や嫌がらせの根絶」の施策をそのまま引き継ぎ目標の文言を改め、1項目としました。

また、この項目はDV防止法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の内容を含む項目となっています。主な施策は、DV防止のための周知・啓発を通じて、暴力やハラスメントを許さない意識づくりを進め、相談・支援体制の充実を図ります。またDVに関する相談体制の充実や関係機関との連携による暴力への対処、被害者の保護などに取組、相談から保護まで切れ目のない支援につなげ、誰もが暴力や嫌がらせを受けることのない安心して暮らせる社会づくりを目指します。

次に「Ⅰ-② 貧困・高齢・障がい等により困難を抱える市民への支援と多様性・差別のない社会づくり」ですが、これは、第2次計画の「1-3男女の生涯にわたる健康支援」と「1-4貧困、高齢、障がい等により様々な困難を抱えた市民への支援」の施策を一つに統合して1項目にしたものです。

健康支援と困難を抱える市民への支援は、いずれも市民が安心して暮らすための基盤であり、相互に関連が深いことから一体的に取り組むこととしました。また、この項目は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容を含む項目となっています。

主な施策は、生涯にわたる健康支援としてレディースデイ健診やこころの健康相談、妊娠・出産期の支援などに引き続き取組ます。また、貧困、高齢、障がいなど、さまざまな困難を抱える市民への支援に加え、ひとり親家庭への就業・学習の支援や住環境の整備にも取組ます。

これらを通じて誰もが安心して暮らせて、多様性を認め合う差別のない社会づくりを目指してまいります。

9ページを御覧ください。次に基本目標Ⅱの重点項目について説明いたします。

「Ⅱ-① 男女共同参画の視点に立った意識改革と研修の推進」ですが、これは、第2次計画の「2-1男女共同参画の視点に立った意識改革と実践」に、「1-2メディアにおける男女の人権の尊重」の施策をまとめ、1項目としたものです。

主な施策の一つ目は、広報紙、ホームページ、SNS等を活用した、広報・啓発活動の推進です。男女共同参画に関する啓発やメディア・リテラシーの向上のための情報提供を進め、男女共同参画の視点に立った情報発信を通じて、適切な情報環境づくりを進めます。

二つ目は研修の実施です。市民や職員を対象とした研修・講座を実施し、固定的な性別役割分担意識の見直しを促し実践につながる意識改革を進めます。これらを通じて固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりを目指してまいります。

10ページをお開きください。次に「Ⅱ-② 教育・生涯学習・情報発信を通じたジェンダー平等の理解促進」ですが、これは、第2次計画の「2-2男女共同参画の視点に立った教育の推進」の施策をそのまま引き継ぎ、目標の文言を改め1項目としました。主な施策は大きく二つで、一つ目は学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進です。学校や家庭、生涯学習の場で男女共同参画教育を進め、ジェンダー平等について理解を深めます。二つ目は、男女共同参画講座の開催と学習機会の充実です。講座を通じて、性別にとらわれない意識づくりと学習機会の充実を進めます。

これらを通じて性別にとらわれない進路選択や生き方を支援し、ジェンダー平等についての理解を深める社会づくりを目指してまいります。

次に、基本目標Ⅲの重点目標について説明いたします。この項目は、女性活躍推進計画の内容を含む項目となります。

まず「Ⅲ-① 市政・審議会・地域組織等における女性の参画拡大」ですが、第2次計画の「3-1積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入による女性の参画拡大」に「3-2女性の能力開発（エンパワメント）等の支援」をまとめ、目標の文言を改め1項目に整理しました。

主な施策は大きく三つあります。一つ目は、ポジティブ・アクションについての周知・啓発、二つ目は、審議会等への女性参画の促進、三つ目は、女性団体同士の連携強化です。ポジティブ・アクションとは、不平等を解消するための前向きな取組のことです。これまで社会全体で「男性が中心」という慣習が続いてきたため、女性は無意識のうちに重要な役職から遠ざかってしまう構造ができてしまっています。

ポジティブ・アクションの取組としては、例えば女性管理職候補の育成研修や、審議会委員の女性委員の割合を目標値として設定すること、育児休業やフレックスタイムなどの制度整備、女性が少ない職種への積極的な採用・配置などがこれに当たります。市政・審議会・地域組織等の意思決定の場に、より多くの女性が参画できる環境づくりを目指してまいります。

11ページを御覧ください。次に、「Ⅲ-② 防災及び地域活性化における男女共同参画の推進」ですが、第2次計画の「3-3防災・減災対策及び地域活性化」について、施策をそのまま引き継ぎ1項目としました。

主な施策は、一つ目に防災における男女共同参画の推進です。防災訓練や災害対応に男女双方の視点を取り入れ、女性防災士の育成を進めます。二つ目は、環境、国際交流、観光など、様々な分野への参画機会の拡大です。防災や地域活動の様々な場面で女性が主体的に参画し、活躍できる社会づくりを目指してまいります。

次に、基本目標Ⅳの重点目標について説明いたします。基本目標Ⅲと同じく、女性活躍推進計画の内容を含む項目になります。

「Ⅳ-① 男女が共に育て、働き、活躍できる環境づくり」ですが、第2次計画の「4-1男女が共に参画する家庭・地域づくり」の施策をそのまま引き継ぎ、目標の文言を改め1項目として設定しました。主な施策は、育児休業制度の普及と育児に関する情報提供、年次有給休暇の取得促進です。これらを通じて、男性の家事・育児参画を促進し、多様で柔軟な働き方を広げることで仕事・家庭を両立できる環境づくりを目指してまいります。

12ページをお開きください。次に「Ⅳ-② 安心して子どもを育てられる環境整備と高齢者・障がい者等への支援」ですが、より包括的な支援体制の構築を目指し、「4-2安心して子供を育てられる環境整備」と「4-3高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備」を統合し、文言を改め1項目として整理しました。

主な施策は大きく三つで、一つ目は、保育・放課後児童クラブなど、子育て支援の充実、二つ目は、妊娠期から出産・子育て期を通じた包括的な支援、三つ目は、高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らせる支援体制の整備です。

これらを通じてすべての世代が安心して生活でき、男女が共に家庭と社会の責任

を担える環境づくりを目指してまいります。

次に、基本目標Ⅴの重点目標について説明いたします。基本目標Ⅲ、Ⅳと同じく、女性活躍推進計画の内容を含む項目です。「基本目標Ⅴ-① 男女均等な雇用環境の整備とハラスメント防止」についてですが、第2次計画中の「5-1男女均等な雇用環境の整備」に「5-2職業生活における女性の活躍推進」の施策の一部を統合して1項目として設定しました。

主な施策は大きく三つで、一つ目は採用・昇進における男女均等な機会の確保とポジティブ・アクションの推進、二つ目はハラスメント防止対策の推進、三つ目は、職場内における旧姓使用や各種証明書への旧姓併記など女性が働き続けやすい環境整備です。これらを通じて、性別にかかわらず誰もが能力を発揮でき、安心して働き続けられる職場環境づくりを目指してまいります。

なお、ポジティブ・アクションについては、基本目標Ⅲにも含まれており、施策No.24と施策No.55が、第2次計画の時から重複して存在している形になっておりましたのを、関連施策としてそのまま引き継いでおります。

13ページを御覧ください。次に「基本目標Ⅴ-② 職業生活における女性の活躍推進と農林水産業等への参画促進」ですが、「5-2職業生活における女性の活躍推進」に「5-3農林水産業における男女共同参画の促進」を統合し、文言を改め1項目としました。主な施策は大きく四つで、一つ目は市職員における女性管理職の登用と職域の拡大、二つ目はワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組、三つ目は起業や再就職など女性のチャレンジ支援、四つ目は農業委員などの登用促進と経営能力向上のための研修、家族経営協定の推進を通じた農林水産業における女性の参画拡大です。

これらを通じてあらゆる職業分野で女性が能力を発揮し、長く働き続けられる環境づくりを目指してまいります。

14ページから17ページは、各施策の指標や現状値、目標値を一覧にしたものです。

18ページをお開きください。続きまして第4章「推進体制の充実」について御説明いたします。

まず「1 計画の進行管理」についてですが、本計画で示した方針や目標を着実に推進するため施策ごとの実施状況や成果の把握を行い、施策の見直しを行う必要があります。事業の実施状況などについて取りまとめたものを伊予市男女共同参画基本計画策定審議会で協議し進行管理を行います。

「2 庁内推進体制の整備」についてですが、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため総務課を中心に関係課との連携・調整を図るとともに、

各課に男女共同参画推進員を配置し全庁的な推進体制を強化します。

「3 市民及び関係機関との連携」についてですが、男女共同参画社会の実現には行政だけでなく、市民、事業所、各種団体、関係機関の理解と協力が不可欠です。本計画の推進にあたっては、これらの機関・団体等との連携を図りながら、協働による取組を進めてまいります。本計画は、市民アンケート調査の結果や国・県の最新の動向を踏まえこれまでの取組を検証・継承しつつ、新たな課題や社会情勢に対応する要素を盛り込んだものとなっております。

19ページを御覧ください。第5章は計画案の後ろに添付する資料の一覧となっております。先ほど説明したアンケートの調査結果報告書、審議会条例、用語解説などを考えております。計画案の説明は以上でございます。

本計画案はあくまでたたき台です。今後、委員の皆様からの御意見、御指摘を踏まえ庁内での連携を諮りながら更に検討を進めてまいります。

本市が掲げる基本理念の実現に向けて、委員の皆様方のお力をお借りしながら、計画策定を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長：ただ今事務局から計画案について説明いただきましたが、何か御質問や御意見はありませんか。また、事前に送付されている施策一覧について、御質問や御意見があれば、お聞かせください。

委 員：8ページの重点目標Ⅰ-②の文言ですが、簡潔にしたことで読んだ時に違和感があります。「多様性・差別のない社会づくり」を「・」で繋ぐのではなく、「多様性を認め、」などしてほしいと思います。また計画案の中に「子供」、「子ども」という言葉が見られますが、表記を統一してほしいと思いました。

委 員：「子ども」、「こども」の表記について。子育て支援課でも計画を策定中ですが、「子ども」は児童福祉法では18歳までと定義されております。また「こども」とは、こども基本法において、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、こども家庭庁からは「こども」の表記が推奨されています。その関係もあって、伊予市の「こども家庭センター」は「子ども総合センター」という表記でしたが、18歳を過ぎても支援するという一方で、「こども」を使用しています。

委 員：よく分かりました。このままでいいのでしょうか。

委 員：施策№13「子供に対する医療費助成の推進」については、制度での表記を確認する必要があります。

5ページの「4 計画の期間」について。令和8年度からスタートになるのですか。

令和9年度の間違いではありませんか。

事務局：失礼いたしました。正しい計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間で

す。

委員：14ページ以降の目標値の年度が令和18年度になっているので気になりました。

事務局：申し訳ありません。計画案5ページの「4 計画の期間」は、「令和9（2027）年度から令和18（2036）年度まで」の誤りです。訂正いたします。

委員：男女共同参画の担当はなぜ総務課が持っているのでしょうか。他市町では、企画が担当であったり、男女共同参画課など、課の名称を明確にして推進しやすい体制をとっているところが多い。伊予市は、男女共同参画に関する課題の担当は総務課が担当し、具体的な課題の解決は個別の課が担当になっています。女性活躍の場である団体やNPOが増えることは男女平等が進んでいると認識されますが、今の体制だと男女共同参画の担当課が組織と結びつかないことが多いと思います。女性の中には「何かやってみたい」という方が多くいらっしゃると思いますが、組織の立ち上げにまで結びついていないのが現状です。松山市にはNPO法人が500以上ありますが、伊予市には20ほどしかありません。もっと女性が活躍する場所ができると、地域の活性化や男女平等意識の向上につながるのではないのでしょうか。

事務局：以前は、男女共同参画を企画系の課が担当していたこともありましたが、その後の機構改革で現在は総務課が担当しているのが現状です。各課から1人「伊予市男女共同参画推進員」として委嘱し、その組織の中で今後協議することを予定しております。現体制では、男女共同参画推進員を通じて各課で推進を図ることになっております。

議長：総務課の中で、男女共同参画推進を担当する係はないのですか。

事務局：現在、市役所では各業務の「係」という名称はなく「担当」になっています。課題とそれを解決していく方法が結び付きにくいというのは、確かにそういうところはあると思います。今後内部でどこの部署に置くのが適当か検討していきたいと思っています。

議長：その他、御意見はございませんか。

委員：男女共同参画はとても幅広い分野にわたることを今回初めて知りました。例えば施策No.58「職場内における旧姓使用」の事業概要欄には、「理解を高める」と記述されていますが、非常に難しい目標だと思います。女性防災士を増やすとか、講座を開催するなど具体的な何をするのかが分かりやすい。全ての施策を実施し男女共同参画の推進を進めていくことは大変だろうなという感想を持ちました。

委員：16ページにある、施策No.32「クリーン伊予運動への参加促進」ですが、現状値欄の数字は女性の人数なのでしょうか。

事務局：今年度、担当課に照会をかけた結果を現状値としてお示ししております。クリーン伊予運動への参加人数は、女性を含めた全体の人数になります。

委員：「クリーン伊予運動への参加促進」が男女共同参画とどう結びつくのか分かりません。

事務局：地域活動への参加促進という意味合いなのでしょうが、委員の仰る通りだと思います。

委員：今年、東温市のウォーキングイベントに参加しました。コース中にある公園の花壇に雑草が生い茂っており残念でしたが、伊予市の公共施設の花壇はとてもきれいに管理されています。地域の方が管理されているのかどうかは分かりませんが、すごいと思いました。

委員：施策№31「女性防災士の充実」ですが、うちの地域でも女性防災士の資格取得に関する案内が回ってきたことがあります。地区で回覧をしましたが、それを煩わしく感じる方もいらっしゃいました。せっかくの取組なので広く知っていただきたいです。市の周知方法を見直してみてもどうでしょうか。地域には若い女性の方もいらっしゃるのでは知ってほしかったんです。

議長：地域の女性防災士の方は、防災訓練に参加したり地域で防災研修をするなど、何か具体的な活動をしているのですか。

事務局：事務局の方では女性防災士の具体的な活動につきましては把握しておりません。申し訳ございません。

議長：東日本大震災の時、避難所における女性の対応が問題になりました。辛い思いをされた女性が多かったと聞きます。このような時に女性防災士の方が携わることで、避難所運営が変わると思います。

委員：研修の講師活動は被災地へ赴いた経験がないと難しいと思います。これまでの被災地の現状から女性の配備が重視されているので、避難訓練などでリーダーシップを発揮していただいております。

委員：愛媛県はここ数年、大きな災害に遭ってないので幸いですが、女性防災士の方が宝の持ち腐れになっては惜しい気がします。

議長：おそらく私たちが知らないだけで、各方面で活動していただいているのだと思います。女性防災士の活動を広報紙などで紹介すると「私もやってみたい」という方が出てくるのではないのでしょうか。

事務局：女性防災士とは直接関係しないかもしれませんが、先日AEDの講習が開催されました。私自身も参加しましたが、そのような場で活躍していただいているのではないかと思います。

議長：他にございませんか。続きまして今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局：今後のスケジュールについて説明いたします。今後は、8月下旬に男女共同参画推

進員会議を開催し、庁内の意見をいただく機会を設けます。本日委員の皆さま方からいただいた御指摘と庁内の意見を事務局の方で取りまとめ、2回目の審議会でお示ししたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

議 長：ただ今、事務局から今後のスケジュールについて説明いただきました。全体を通して何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

～ 質疑なし ～

議 長：本日予定されておりました案件は以上です。委員の皆様におかれましては、審議への御協力、誠にありがとうございました。これを持ちまして本日の審議を終了します。進行を事務局へお返しします。

事 務 局：ありがとうございました。委員の皆様におかれましては長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。それでは、最後に「その他」について、事務局より説明申し上げます。

～ 事務局から説明 ～

事 務 局：以上をもちまして、令和8年度第1回伊予市男女共同参画基本計画策定審議会を終了いたします。